

桜蔭会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は神中・神高・希望ヶ丘高同窓会桜蔭会と称し、事務所を横浜市内に置く。
- 第2条 本会は会員相互の親睦、向上を図り、母校の発展に寄与し、併せて広く社会の福祉に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦を図る諸事業の実施
 - (2) 会報、会員名簿その他刊行物の発行
 - (3) 母校の在校生に対する支援
 - (4) 母校との連携・協力
 - (5) その他本会の目的を達成するための事業

第2章 会 員

- 第4条 本会は、次の会員をもって組織する。
- (1) 正会員 神奈川県尋常中学校、神奈川県中学校、神奈川県第一中学校、神奈川県立第一中学校、神奈川県立第一横浜中学校、神奈川県立横浜第一中学校、および併設中学校、神奈川県神奈川中学、神中夜学校、神奈川県立横浜第一高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校(以上の学校を以下「母校」という)の卒業生および修了生並びにこれに準ずる者
 - (2) 特別会員 前項に規定する学校の教職員およびかつて教職員であった者

第3章 役 員

- 第5条 本会は次の役員を置く。
- (1) 名誉会長 1名
 - (2) 会 長 1名
 - (3) 副会長 2～6名
 - (4) 常任幹事 3～10名
 - (5) 幹 事 10～25名
 - (6) 会計監査 3名以内
 - (7) 世話人 各期2～3名
- 第6条 名誉会長は母校の現校長をもってあてる。
- 第7条 会長・副会長・常任幹事・幹事・会計監査は、役員会において選出し、総会に諮り決定する。
- 第8条 世話人は各期において選任する。
- 第9条 役員の任期は2年間とし再任を妨げない。
- 第10条 会長は本会を代表し、総会及び役員会の議長となり、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 常任幹事・幹事は会務の執行を決定する。
 - 4 会計監査は本会の経理および執行に関する監査を行う。
- 第11条 本会に顧問および相談役を置くことができる。
- 2 顧問および相談役は学識経験者または本会に対し功績ある者を役員会の議決を経て

会長がこれを委嘱する。

- 3 顧問および相談役は会長の諮問に応え、また役員会に出席して意見を述べることができる。

第4章 役員会

第12条 本会の業務を執行するため役員会を設ける。

2 役員会は会長・副会長・常任幹事・幹事および会計監査をもって構成する。

3 役員会は本会の運営および管理をし、本会の目的達成に必要な権限を有する。

4 役員会は会長が必要と認めるとき随時これを招集する。

5 会長は副会長・常任幹事・幹事・会計監査の3分の1以上の者から請求があつたときは役員会を招集しなければならない。

第13条 役員会の決議は副会長・常任幹事・幹事の2分の1以上が出席し(委任状の提出を含む)、その出席役員の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし会計監査は議決に参加しない。

第14条 役員会の議事は、これを記録し議長および出席した常任幹事・幹事の中から選出された議事録署名2名は議事録に記名押印する。

第5章 世話人会

第15条 本会の業務に会員の総意を反映し、会長の諮問に応えるため世話人会を設ける。

2 世話人会は世話人をもって構成する。

3 世話人会は会長が必要と認めるとき随時これを招集する。

4 会長は全世話人の5分の1以上から請求があつたときは世話人会を招集しなければならない。

第16条 世話人会の議長は出席世話人の互選とする。

2 世話人会の決議は出席世話人の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 総会

第17条 総会は定時総会および臨時総会とする。

2 定時総会は会長が毎会計年度終了の日の翌日から90日以内に招集する。

3 臨時総会は会長が必要と認めるとき、又は世話人の3分の1以上の請求があつた場合、これを招集する。

第18条 総会の招集は会日の7日前までにその日時場所および会議の目的たる事項を所定の方法にて告知する。

2 総会開催の告知等は別に定める。

3 臨時総会の招集は告知期間を短縮することができる。

第19条 次の事項は総会の決議を経なければならない。

(1) 会則の変更

(2) 役員の選任

(3) 収支予算、収支決算および事業報告書の承認

(4) 入会金、会費の額および徴収方法

(5) その他役員会において必要と認めた事項

- 第20条 総会の決議は、出席会員の過半数の決議により、これを決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第21条 総会の議事は、これを記録し議長および出席会員2名以上の署名捺印を得なければならない。

第7章 委員会

- 第22条 本会に第12条第3項の目的達成のため委員会を置く。
- (1) 総務委員会
 - (2) 財務委員会
 - (3) 親睦委員会
 - (4) 広報委員会
 - (5) 文化委員会
 - (6) 名簿委員会
 - (7) スポーツ委員会
 - (8) 総務諮問委員会
- 2 各委員会の所掌事項及び運営に必要な桜蔭会会務運営規定を定める。
 - 3 本会の運営上特に必要がある場合は、会長は別に委員会を設置することができる。

第8章 財 務

- 第23条 本会の経費は入会金、会費、賛助金等の収入をもって充てる。
- 第24条 入会金は母校卒業時に本会への入会を原則とし、別に定める額を納入するものとする。
- 第25条 本会の正会員は会費を納入しなければならない。
- 2 会費は、年会費及び終身会費とし、会費の額および納入方法等は別に定める。
- 第26条 本会の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終る。

第9章 会則の変更

- 第27条 本会則は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成によって変更することができる。

第10章 委 任

- 第28条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

第11章 事務局

- 第29条 本会の事務処理をするため、事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長を置く。また、必要に応じ職員を置く。
 - 3 事務局長は、役員会の決議を経て、会長が任命する。
- 第30条 事務局長は会長の指示に基づき事務局業務を統括する。
- 第31条 事務局業務に関することは別に定める。

附 記

制定日不明

昭和35年6月30日改正

昭和55年7月26日改正

昭和59年6月9日改正

昭和35年9月26日改正
昭和36年6月18日改正
昭和37年6月17日改正
昭和49年6月15日改正
昭和51年7月3日改正

平成23年6月4日改正
令和4年6月4日改正
令和6年6月1日改正
令和7年6月7日改正